

G-SIB の内部 TLAC に関する金融安定理事会（FSB）の指針

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 金融安定理事会（FSB）は 2017 年 7 月、G-SIB に適用される内部 TLAC に関する指針を公表した。FSB の TLAC 基準において、外部 TLAC が投資家の損失負担を図るものであるのに対して、内部 TLAC はグループ内の重要子会社グループから破綻処理対象会社に損失等に移転させるための仕組みである。内部 TLAC 指針は、G-SIB 毎に設置された危機管理グループ（CMG）が個々の G-SIB に内部 TLAC を要求するに当たって、必要な判断を支えるハイレベルな指針として位置づけられている。
2. 内部 TLAC 指針では、①重要子会社グループの特定プロセスや重要子会社グループの構成、重要子会社グループ内での内部 TLAC の配分、非規制対象子会社またはノンバンク子会社の取扱い、②母国当局およびホスト国当局の役割、内部 TLAC の所要水準の決定に考慮される要素、③内部 TLAC の発行および内部 TLAC の構成に関する実務的な検討事項、④内部 TLAC のトリガーの仕組み、そして、⑤内部 TLAC の元本削減やエクイティ転換に係るトリガーを引く際の母国当局およびホスト国当局の協力や協調について指針が定められている。
3. 内部 TLAC 指針が最終化されたことで、2019 年 1 月 1 日の TLAC 規制の適用開始を前に、内部 TLAC について各 G-SIB において具体的な対応が加速するものと思われる。今後、各国・地域の当局および各 G-SIB が、クロスボーダーの破綻処理戦略の実行可能性を向上させ秩序ある破綻処理の実現を図る内部 TLAC にどのように対応していくかが注目される。

I. FSB による指針の公表

金融安定理事会（FSB）は 2017 年 7 月 6 日、G-SIB の内部 TLAC に関する指針（guiding principle, 以下、「内部 TLAC 指針」）を公表した¹。FSB の TLAC 基準（TLAC standard）においては、外部 TLAC が投資家の損失負担を図るものである一方、内部 TLAC はグループ内の重要子会社グループ（material sub-group）から破綻処理が適用される破綻処理対象会社（resolution entity）に損失等に移転させるための仕組みとして位置づけられている。

¹ FSB, “Guiding Principles on the Internal Total Loss-Absorbing Capacity of G-SIB (‘Internal TLAC”),” 6 July 2017 (<http://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060717-1.pdf>).

重要子会社グループとは、各 G-SIB グループの破綻処理戦略において、それ自身は破綻処理が適用されない母国外に所在する子会社であって、TLAC 基準に規定されている TLAC タームシート 17 条に定められている以下の重要性に関する基準のうち、子会社単体または子会社連結ベースで少なくとも 1 つの基準を満たす子会社グループである。

- G-SIB グループの連結リスク・アセットの 5%以上であること
- G-SIB グループの総業務収益の 5%以上であること
- G-SIB グループの連結レバレッジ・エクスポージャーに対して 5%以上の総レバレッジ・エクスポージャーであること
- 危機管理グループ (CMG) から重要な機能の実行に関して重要性があると認定されること

FSB が 2015 年 11 月に最終化した TLAC 基準は、公的資金を損失のリスクにさらすことなく G-SIB の秩序ある破綻処理 (orderly resolution) を確かなものとするを目的として、G-SIB に破綻時の損失吸収力の確保を要求する規制の枠組みである²。内部 TLAC は、当該枠組みの中で、G-SIB の破綻処理前または破綻処理後において自国・法域に資産のリングフェンス (囲い込み) を図るホスト国当局のインセンティブを減じることで、グローバルな金融システムの分断や無秩序な破綻処理を回避することを重要な狙いとしている。

具体的には、内部 TLAC は、G-SIB グループの母国外に所在する重要子会社グループにおいて発生した損失あるいは資本再構築の必要性 (recapitalisation needs) を破綻処理対象会社 (または当該会社を含む破綻処理対象グループ) に移転する役割を担っている。すなわち、内部 TLAC は、G-SIB のクロスボーダーの破綻処理戦略の実行可能性を向上させることを意図するものである。

TLAC 基準に規定される TLAC タームシートは、内部 TLAC に係る規定を設けている。まず、重要子会社グループには、仮にそれ自身が破綻処理対象会社であった場合に必要なら外部 TLAC の 75~90%に相当する内部 TLAC が要求される。ホスト国当局は、母国当局と協議の上、重要子会社グループの内部 TLAC の所要水準を当該範囲内で決定する。また、存続不能時 (point of non-viability; PONV) には、必要に応じて母国当局の同意を得た上で、ホスト国当局が重要子会社グループに係る内部 TLAC のトリガーを引くことになる。なお、母国外に所在する支店は、内部 TLAC が要求されることはない。

このように TLAC タームシートは、内部 TLAC の基本的な特性についてある程度具体的に規定してはいるが、FSB としては、内部 TLAC が有効に機能するためにはさらに実務的・技術的な論点を明確にする必要性を認識している。そこで FSB は、そのような論点に対応すべく、2016 年 12 月に内部 TLAC 指針に係る市中協議文書を公表した。今般の文書は、実務的・技術的な論点を明確化することを狙いとする内部 TLAC 指針を最終化したもので

² FSB, “Principles on Loss-absorbing and Recapitalisation Capacity of G-SIB in Resolution; Total Loss-absorbing Capacity (TLAC) Term Sheet,” 9 November 2015. その概要については、小立敬「最終化された総損失吸収力 (TLAC) の枠組み—TBTF の終結を図る新たな G-SIB 規制の概要—」『野村資本市場クォーターリー』2016 年冬号を参照。

ある³（後掲参考を参照）。

内部 TLAC 指針は、G-SIB 毎に設置された CMG が内部 TLAC を適用する際に必要な判断を支えるハイレベルな指針として位置づけられている。CMG とは、G-SIB の破綻処理に関係する母国および主要ホスト国の監督当局や中央銀行、破綻処理当局で構成される組織であり、破綻処理計画の策定や実際の破綻処理の際に各国の間の連携を高めることを目的として G-SIB 毎に組織化されているものである。内部 TLAC 指針は、CMG を構成する母国当局およびホスト国当局が内部 TLAC を検討する際に考慮することが期待されるものとして、次の点について具体的な指針を定めている。

- 重要子会社グループの特定プロセス、重要子会社グループの構成、重要子会社グループ内での内部 TLAC の配分、非規制対象子会社またはノンバンク子会社の取扱い
- 母国当局およびホスト国当局の役割、内部 TLAC の所要水準の決定に考慮される要素
- 内部 TLAC の発行および内部 TLAC の構成に関する実務的な検討事項
- 内部 TLAC のトリガーの仕組み
- 内部 TLAC の元本削減および／またはエクイティ転換に係るトリガーを引く際の母国当局およびホスト国当局の協力および協調

本稿は、FSB が最終化させた内部 TLAC 指針の概要の整理を通じて、内部 TLAC に関する実務的・技術的な論点を確認する。

II. 重要子会社グループの特定および構成

TLAC タームシートは、重要子会社グループの構成と内部 TLAC の配分を決定するのはホスト国当局であると規定しているが、指針 1 はさらに、重要子会社グループを「特定」する責任がホスト国当局にあることを明確にした。ただし、その際にホスト国当局は母国当局の提案を考慮すること、その一方で母国当局はグループ・レベルの情報評価をベースにホスト国当局や CMG とコミュニケーションを図ることが求められる。

重要子会社グループはリスト化されて、CMG の母国当局とホスト国当局によって毎年レビューされる。もはや重要ではないと判断された子会社グループは、内部 TLAC の要件を満たす必要はなくなる。この場合、内部 TLAC 商品を満期の時点でロールオーバーする必要はなく、必要に応じて内部 TLAC 以外のグループ内のファンディング形態に代替することも可能である。

また、TLAC タームシートは、ホスト国当局が重要子会社グループの内部 TLAC の所要水準を仮に外部 TLAC が適用された場合の水準の 75～90% の範囲内で決定することを求めているが、指針 2 はさらに、母国当局および CMG と協議した上で、ホスト国当局が重要子会社グループの構成および重要子会社グループを構成する子会社間における内部 TLAC

³ FSB, “Guiding Principles on the Internal Total Loss-absorbing Capacity of G-SIB (‘Internal TLAC’),” Consultative Document, 16 December 2016.

の配分を決定することを求めている。

重要子会社グループの構成に関しては、内部 TLAC の計測にはリスク・アセットが必要となることから、特定の法域における規制上または会計上の子会社の連結範囲を考慮することになる。そして、重要子会社グループに属する子会社間の内部 TLAC の配分については、以下の点を考慮することが求められている。

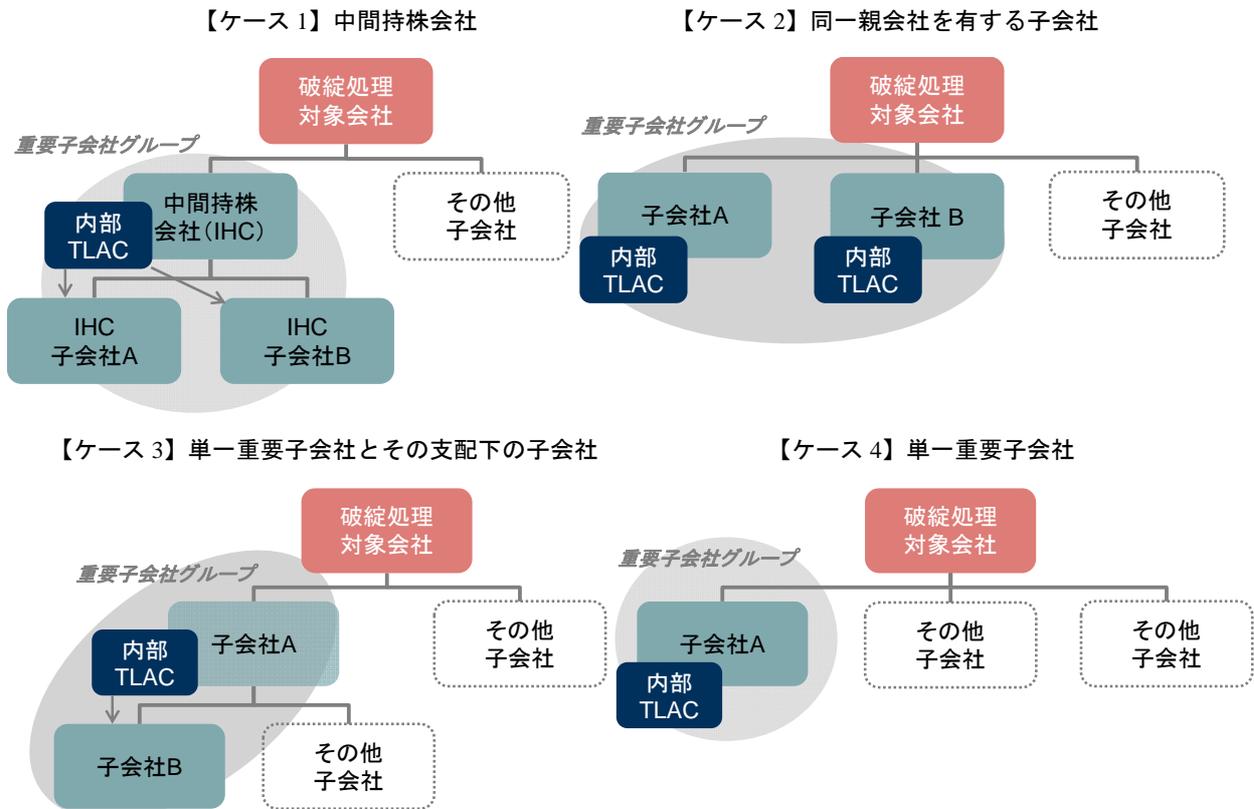
- 損失および資本再構築の必要性を破綻処理対象会社に移転することを通じて、重要子会社グループ内の子会社の安定性を促すような破綻処理対象グループの破綻処理戦略
- 重要子会社グループの戦略および当該戦略に照らした適切な内部 TLAC のロケーション——内部 TLAC を重要子会社グループの各子会社に事前配置（pre-positioned）するか、重要子会社グループの一部の子会社に事前配置するか、あるいは内部 TLAC のすべてまたは一部を重要子会社グループの最上位子会社で維持するか
- 重要子会社グループに非規制子会社またはノンバンク子会社が含まれる場合、それらの子会社が提供する重要な機能または重要なシェアード・サービス⁴を維持するために代替的な措置があるか
- TLAC タームシート 17 条が定める重要性に関する定量的な基準に対する重要子会社グループの各子会社の貢献度
- 重要子会社グループの各子会社のシステム上の重要性（例えば、重要な機能のプレゼンスを考慮）

一方、指針 2 は、重要子会社グループの構成について、以下の 4 つのケースを想定している（図表 1）。

- ケース 1： ホスト国で G-SIB の子会社を連結する中間持株会社（IHC）の場合、内部 TLAC は中間持株会社において維持され、重要子会社グループの各子会社に提供
- ケース 2： 金融やオペレーションの面で独立している同一親会社を有する子会社（sister subsidiary）のグループの場合、内部 TLAC は統合されたバランスシートあるいはリスク・アセットをベースとして適用され、重要子会社グループの各子会社に適用（子会社間のエクスポージャーを除く）
- ケース 3： 単一の重要子会社およびその支配下に複数の子会社がある場合、内部 TLAC は最上位の子会社で維持され、その支配下にある複数の子会社に提供
- ケース 4： 単一の重要子会社の場合、内部 TLAC は重要子会社に適用

⁴ シェアード・サービスとは一般的に、総務や経理、IT といった間接部門を共有することを指す。

図表 重要子会社グループの構成の例



(出所) 内部 TLAC 指針より野村資本市場研究所作成

TLAC タームシートによると、重要子会社グループは基本的には単一の法域の中で特定されることになるが、指針 3 は、破綻処理戦略を支えるために必要であって、内部 TLAC が重要子会社グループの中で適切に配分されていることを CMG が確認した場合にのみ、複数の法域に重要子会社グループがまたがることを認めている。

しかしながら、指針 3 は、複数の法域にまたがる重要子会社グループには、内部 TLAC のトリガーを引くプロセスまたはホスト国当局による金融の安定の実現という点で課題があるとする。そこで、指針 3 は、TLAC タームシートの要件に加えて、次のいずれかの要件を満たす例外的な状況においてのみ、複数の法域にまたがる重要子会社グループを認める方針である。

- 共通の破綻処理の枠組みの下、複数の法域にまたがる重要子会社グループについて、内部 TLAC のトリガーに責任を有する共通の当局が存在すること⁵
- 例えば、協力に関する合意、了解覚書 (MOU)、その他のクロスボーダーの協力の仕組みまたは協力に関する歴史的証拠などによって証明される関係当局の間の高度の協力および協調があること

⁵ 例えば、EU においては、域内共通の銀行の破綻処理制度として銀行再建・破綻処理指令 (BRRD) が適用され、共通の破綻処理当局として単一破綻処理委員会 (SRB) が存在する。したがって、内部 TLAC のトリガーに責任を有する共通の当局という前者の要件を満たすことが想定される。

一方、指針 4 は、TLAC タームシートでは取扱いが明確ではなかった銀行以外の子会社の取扱いを定めている。具体的には、規制対象または非規制対象のノンバンク子会社は、破綻処理戦略の信頼性や実現可能性を確保し、当該セクター特有の破綻処理やその他のブルーデンス規制によってはノンバンク子会社の継続性あるいはそれが提供するサービスの継続性が実現できない場合にのみ重要子会社グループに含まれる。

Ⅲ. 内部 TLAC の要求水準

TLAC タームシートは、ホスト国の計算の下、重要子会社グループが仮に破綻処理が適用される会社であった場合に適用される最低外部 TLAC の 75~90%の水準を内部 TLAC として維持することを求めている。これについて指針 5 は、内部 TLAC の所要水準の決定に関する最終的な責任がホスト国当局にあることを明確化する一方で、所要水準を設定する際には、母国当局と協議を行うことを求めている。

内部 TLAC の所要水準の設定について指針 5 は、重要子会社グループで生じた損失を吸収し資本再構築の必要性をカバーするとともに、破綻処理戦略を支えるために十分な水準を要求する。ホスト国当局は、内部 TLAC を決定する際、以下の追加的な要素を検討することが求められる。

- (ホスト国のおよび他の重要子会社グループと比べた場合の)重要子会社グループに係るリスク・プロファイル、損失を吸収し重要子会社グループを資本再構築するために必要な内部 TLAC の想定規模
- 母国当局の破綻処理戦略の全体的な信頼性および実行可能性
- 同じ事業やリスク・プロファイルを有する同じ法域の他の会社または重要子会社グループに課せられる要件との比較
- 破綻処理対象会社にある事前配置されていない TLAC、すなわち指針 7 が規定する余剰 TLAC (surplus TLAC) が損失吸収や重要子会社の資本再構築に利用できるか否か

一方、指針 6 は、内部 TLAC の所要水準を決定する際の母国当局の役割として、G-SIB の重要子会社グループの間で内部 TLAC の所要水準の一貫性を確保し、内部 TLAC の合計が外部 TLAC の水準を超えないようにするため、母国当局が内部 TLAC に関するホスト国当局間の評価について調和を図ることを求めている⁶。

次に、指針 7 は、余剰 TLAC について定めている。余剰 TLAC とは、外部 TLAC から、①破綻処理対象会社の単体バランスシートをカバーするための TLAC と、②内部 TLAC として重要子会社グループに事前配置されたものを除いたものを指す。内部 TLAC が外部 TLAC の 75~95%の範囲で設定されることから、余剰 TLAC が生じることになる。

⁶ 内部 TLAC の合計は、内部 TLAC が外部 TLAC の 75~95%の範囲で設定されるため、一般的には最低外部 TLAC を超えることはないと考えられるが、G-SIB のグループ内エクスポージャーの規模が大きい場合には、最低外部 TLAC を超える場合があることが想定される。

指針7は、子会社の資本再構築を行う際に余剰 TLAC が容易に利用できるよう破綻処理対象法人にある余剰 TLAC の資産の性質を検討するよう母国当局に求めている。余剰 TLAC は、直ちにかつ容易にバリュエーションすることが可能であり、市場全体に及ぶストレス状況下でも十分に価値を維持できる資産が想定されており、ホスト国当局は自らの法域に所在する子会社の損失吸収や資本再構築が容易になる。

IV. 内部 TLAC の構成および発行

TLAC タームシートは、重要子会社グループの内部 TLAC の構成について具体的な定めをしていないが、指針8は、ホスト国当局が母国当局と協議の上で内部 TLAC の構成を決定するとしている。一方、母国当局には、破綻処理戦略の信頼性または破綻処理対象法人の存続可能性の脅威となるような外部 TLAC に照らした内部 TLAC の構成に変更がないように監視し、必要に応じて変更を回避する措置を講じる役割がある。例えば、重要子会社グループに事前配置されたエクイティ形態の内部 TLAC に対して、破綻処理対象会社が債務形態の外部 TLAC を発行している場合には、内部 TLAC から十分な配当の支払いが得られなければ外部 TLAC に利払いできない可能性がある。このように TLAC の商品形態でねじれが生じていないかについて母国当局は監視する役割がある。

また、内部 TLAC の構成について、十分な損失吸収力や資本再構築力を確保する観点から、TLAC タームシートが外部 TLAC として債務の形態をとるその他 Tier1 および Tier2 と TLAC 適格商品の合計額を最低外部 TLAC の33%以上とすることを期待していることから、指針8は、内部 TLAC についても33%以上を債務とすることを求めるようホスト国当局に検討を促している。

一方、TLAC タームシートは、オンバランスの内部 TLAC に代えて、一定要件を満たす担保付保証 (collateralised guarantee) の形態によって内部 TLAC を手当てすることを認めており、以下のとおり、指針9は当該要件についてより具体的な内容を示している。

- **保証は代替する内部 TLAC と少なくとも同額が提供されること**：

保証によって保証される額は、ホスト国当局の事前同意なく、破綻処理対象会社と重要子会社グループの間の合意のみで変更できない。内部 TLAC の所要水準の変更に応じて保証を変更するが必要な場合には、ホスト国は不合理に同意を保留しないこと

- **保証を裏付ける担保は、適度に保守的なヘアカットを行った後、保証された額を完全にカバーできる十分なものであること**：

保証を裏付ける担保は、①特定された担保の特定のプール（当該担保を処分、代替する権利にはホスト国当局の事前同意が必要）、②破綻処理当局が選択する適格担保のリスト（適格担保リストにない担保を利用する場合はホスト国当局の事前同意が必要）に含まれるものであること。担保の質はホスト国当局の満足を得るに十分なこと

- **保証は、バーゼルⅢで求められる少数株主持分など子会社のその他の資本商品の損失吸収力を制限したり、影響してはならないこと：**
規制資本商品の形態をとる内部 TLAC を損失吸収やエクイティ転換する前に権利が主張できるような保証であってはならないこと
- **保証を裏付ける担保は、抵当等に入っていないこと、特に他の保証を裏付ける担保として利用されていないこと：**
保証を裏付ける担保は、保証人に保有され直ちにアクセス可能であること。ホスト国当局は第三者のカストディアンに担保を保管することを検討。保証を裏付ける担保の価値について、定期的に独立的な監査を実施すること。担保リストは登録され、担保プールが変更された場合には更新すること
- **担保は、外部 TLAC と同じ満期の条件を満たす実効満期を有すること：**
ホスト国当局は、保証を裏付ける担保のマチュリティを検証するために定期的な独立監査またはカストディ契約を検討
- **担保を破綻処理対象会社から重要子会社グループに移管（または担保を売却）する際に、法的、規制上またはオペレーション上の障害がないこと：**
オンバランスの内部 TLAC を担保付保証の内部 TLAC に代える前に、ホスト国当局は担保の移管（または担保売却）についてオペレーション上の障害がないこと、母国およびホスト国の規制要件（例えば、資本、流動性および大口エクスポージャー規制）が迅速な移管の障害となっていないかを確認すること

指針 10 は、内部 TLAC の発行について定めている。内部 TLAC は、重要子会社グループ内の単一もしくは複数の子会社から破綻処理対象会社に対して発行される。内部 TLAC としては、①重要子会社グループ内の単一の法人と破綻処理対象会社の間で直接、債務形態で直接発行されるか、②複数の法人を通じて（間接的に）債務形態で発行されるかを含めて、当局は G-SIB と協議の上で内部 TLAC の発行戦略を決定することが求められる。

その際、内部 TLAC の直接発行は、母国当局およびホスト国当局に透明性と法的確実性をもたらすことになるが、エクイティへの転換が破綻処理グループのストラクチャーに影響を与える可能性があることを検討しなければならない。一方、複数の法人を通じた内部 TLAC の間接発行は、破綻処理グループのストラクチャーの変更の問題を回避できるが、複雑性とのバランスをとる必要がある。いずれにしても、内部 TLAC の発行は、破綻処理戦略と、破綻処理対象会社に対する損失および資本再構築の必要性の移転を支えるものでなければならない。

指針 11 は、内部 TLAC の根拠法についてである。内部 TLAC は通常、ホスト国の法律の下で発行される。TLAC タームシートは、内部 TLAC のトリガーを引くことについて母国当局の同意が得られない場合には、ホスト国当局が自国のペイルインまたはその他の破綻処理ツールを内部 TLAC に適用する選択肢を留保させている。もっとも、内部 TLAC がホスト国以外の法域の法律を根拠としている場合にはそのような対応は難しくなる。そこ

で指針 11 は、破綻処理措置および法的な PONV の時に元本削減を認める法規条項または契約条項の下、破綻処理当局による破綻処理ツールの適用が有効かつ執行可能である場合には、ホスト国以外の法域の法律を根拠法とすることを可能にしている。

指針 12 は、内部 TLAC の仕組みを適用することで生じる法的、規制上またはオペレーション上の障害を特定し、その障害に対処することを当局および G-SIB に対して求める。その際、特に以下の点を検討することを要請している。

- **内部 TLAC の劣後化：**

子会社の除外債務⁷に内部 TLAC を契約上劣後させる場合、既存の債務が新たな劣後クラスから排除できない可能性がある。そのような場合には、G-SIB は既存の債務の契約条項を見直すか、新たな劣後化クラスを発生させない形態、例えば、規制資本によって内部 TLAC を発行すること

- **大口エクスポージャー規制：**

大口エクスポージャー規制がグループ内エクスポージャーに適用される場合、内部 TLAC の発行がグループ内エクスポージャーを増加させる結果、規制上の上限を超過する可能性がある。その場合、内部 TLAC を規制対象から除外するなど規制の枠組みを変更すること

- **内部 TLAC に係る税金の扱い：**

母国とホスト国の間の税法の違いによって内部 TLAC に係る税金の取扱いが非対称になる可能性がある。そのような場合には、当局は自国の税制の下、普通株式以外のその他 Teir1 および Tier2 をどのように扱うかを検討すること

- **損失を移転する仕組み：**

内部 TLAC の法的順位を含め、母国とホスト国の間の法制度の違いが、破綻処理対象会社の損失および資本再構築の必要性の移転に影響を与える可能性

V. 内部 TLAC のトリガーの仕組み

内部 TLAC のトリガーについて指針 13 は、元本削減やエクイティ転換が生じる条件を明確化することを求めている。TLAC タームシートに従えば、重要子会社グループが PONV となった時点でホスト国当局の決定によって内部 TLAC のトリガーが引かれることになるが、内部 TLAC のトリガーの条件は、ホスト国の PONV の条件と一致している必要がある。母国当局およびホスト国当局は、内部 TLAC の元本削減やエクイティ転換の程度、母国当局の同意を得る期間をトリガーの条件に含めるか別に合意するかについて検討することが求められる。

⁷ TLAC 基準では、TLAC から除外される債務として、預金保険対象預金、要求払預金・短期預金、デリバティブから生じる債務、デリバティブにリンクした性質を有する債務等が定められている。

VI. 内部 TLAC のトリガーのプロセス

内部 TLAC のトリガーに係るプロセスについては、①内部 TLAC のトリガーを引く以前の母国当局とホスト国当局のコミュニケーション、②内部 TLAC のトリガーに係る決定、③内部 TLAC の元本削減および／またはエクイティ転換という 3つの段階に分けて整理されている。

まず、内部 TLAC のトリガーに至る前の母国当局とホスト国当局のコミュニケーションについては、指針 14 が、重要子会社グループが PONV であることを決定する検討を行っていることについて、可能な限り前もって母国当局に知らせることをホスト国当局に求めている。母国当局とホスト国当局の間で早い段階からコミュニケーションが行われていることによって、重要子会社グループの存続可能性を回復させるオプションを適用できるようになることも期待されている。

重要子会社グループの存続可能性の回復について指針 15 は、内部 TLAC のトリガーを引くことが G-SIB グループに影響をもたらすような場合には、内部 TLAC のトリガーは、重要子会社グループが PONV となり存続可能性を回復させる信頼性のある代替手段がないときの最後の手段(last resort)であるとする。ホスト国当局は、重要子会社グループが PONV であるとの決定を行う前に存続可能性を回復させる代替的なオプションがないか母国当局と協議を行うことが求められる。代替的なオプションとしては、資産の売却や親会社からの資本増強といった再建を図る措置が挙げられている。

次に、内部 TLAC のトリガーを引くことの決定について指針 16 では、重要子会社グループが PONV となった場合にのみ内部 TLAC のトリガーが引かれることが確認されている。したがって、ホスト国当局が、破綻処理対象会社の破綻処理開始やグループ内の他の会社で内部 TLAC の元本削減やエクイティ転換が行われたことをもって自動的に内部 TLAC のトリガーを引くような条項を手当てすることは認められない。それを認めると、母国当局による破綻処理対象グループの破綻処理戦略の適用に影響をもたらすことになるためである。

ホスト国当局は、内部 TLAC のトリガーを検討する際、重要子会社グループが PONV であるという判断を支え、母国当局が自らの措置を講じる準備を支援するため、母国当局に対して情報提供を行うことが求められており、できる限り以下の情報提供を行うことが要請されている。

- 重要子会社グループを回復させる代替的なオプションが実行可能ではないことや、信頼性がないことの理由の説明を含む、ホスト国当局の PONV の判断の根拠
- 重要子会社グループの最新の主たる財務情報および規制情報（バランスシート、損益計算書、ホスト国の資本規制その他の規制）
- 元本削減、エクイティ転換される内部 TLAC の額
- 内部 TLAC を元本削減またはエクイティ転換する際の潜在的な障害、考慮すべきホスト国当局の追加的な措置

- 外部との一貫したコミュニケーションを確保するためのコミュニケーション戦略・計画
- 母国当局の分析に必要な追加的な情報

指針 17 は、重要子会社グループが PONV であるとホスト国当局が判断した後に、母国当局が内部 TLAC の元本削減やエクイティ転換に同意するかどうかを決定するための期間について、事前にホスト国当局と母国当局が合意することを求めている。その上で、48 時間という具体的な期間を示しているが、その際、母国当局とホスト国当局の時差を考慮することに付言している。

母国当局が内部 TLAC の元本削減やエクイティ転換に反対を唱えたり、事前に合意された期間内に同意しない場合には、ホスト国当局は、重要子会社グループに自国の破綻処理制度におけるバйлインその他の破綻処理権限を適用することも選択肢として有するとしているが、当該措置は深刻な結果を招く無秩序な破綻処理につながるおそれがあるだけに、可能な限り避けるべきとしている。

一方、指針 17 は、合意されたプロセスに則っており、ホスト国当局が内部 TLAC のトリガーを引くことが必要であることを示す確たる証拠があり、重要子会社グループの存続可能性を回復させる代替的なオプションに信頼性がない場合には一般に、母国当局には、ホスト国当局が内部 TLAC のトリガーを引くことについて尊重し、同意することが期待されるとしている。

そして、内部 TLAC の元本削減および／または転換に関しては、指針 18 が重要子会社グループの資本増強額の決定について定めている。ホスト国当局は、重要子会社グループの資本不足額について最も知り得る立場にあることから、少なくとも内部 TLAC の元本削減やエクイティ転換に十分な額を提案する必要があると、その結果、重要子会社グループは、ホスト国の規制資本を満たすことができる。なお、重要子会社グループの内部 TLAC のトリガーを引いた結果として、内部 TLAC の要件を満たさなくなり、破綻処理対象グループの破綻処理が行われる場合には、ホスト国当局は 24 ヶ月の間は内部 TLAC の要件を求めないという経過措置を定めている。

また、指針 19 は、内部 TLAC の元本削減かエクイティ転換かという選択に関する論点を提示する。重要子会社グループのすべての内部 TLAC を破綻処理対象会社が保有している場合には、元本削減かエクイティ転換かという選択に経済的な違いはない。もっとも、サードパーティーが保有する規制資本商品の形態をとる内部 TLAC に関しては、元本削減とエクイティ転換の選択の結果を当局は検討する必要があるとする。例えば、重要子会社グループのエクイティが完全に元本削減されなかった場合、外部に発行されたエクイティの保有者は、内部 TLAC がエクイティ転換されると希釈化されるが、内部 TLAC が元本削減される場合には希釈化は生じずにその恩恵を受けることになる。

さらに、サードパーティーが保有するその他 Tier1 や Tier2 をエクイティに転換する場合、重要子会社グループの支配権に影響が生じるおそれがある。そのような資本商品は 2021 年 12 月末以降、重要子会社グループの内部 TLAC として考慮できなくなるが、母国当局

およびホスト国当局はそれらの資本商品をエクイティに転換することで合意された破綻処理戦略と一致しなくなるような重要子会社グループの支配権の変更を伴うことがないようにする必要がある。

そのような資本商品が 2021 年 12 月末以降も重要子会社グループのバランスシートに残存し、内部 TLAC の商品と同順位またはそれに劣後する場合は、母国当局およびホスト国当局は内部 TLAC の元本削減やエクイティ転換が重大な訴訟リスクを生じさせないようにする必要がある。重要子会社グループの債務の構成が当該リスクを生じさせないためには、破綻処理当局が G-SIB に破綻処理の実行可能性を改善するために内部 TLAC の変更を行うことを要請することになる。

最後に内部 TLAC 指針は、指針 20 において内部 TLAC の適用時期を定めている。TLAC タームシートに従って、2015 年末以前に FSB から G-SIB に指定された銀行は、外部 TLAC と同様、2019 年 1 月 1 日から内部 TLAC の要件を満たす必要がある⁸。また、2016 年から 2018 年末までに新たに G-SIB に指定された銀行は 2022 年 1 月 1 日から、それ以降、新たに G-SIB に指定された銀行は、指定から 36 ヶ月以内に内部 TLAC の要件を満たすことが求められる。

VII. 今後の留意点

FSB が内部 TLAC 指針を最終化させたことから、G-SIB やその母国およびホスト国は、内部 TLAC への対応を進めることが可能になる。すでに米国では、2016 年 12 月に公表された TLAC 最終規則の中で、一定の外国 G-SIB が米国への設置が要求される IHC を対象とする内部 TLAC が規定されている⁹。一方、EU でも欧州委員会が 2016 年 11 月に公表した銀行改革パッケージの中で TLAC の域内適用を図る提案を行っており、その中に EU 域外国の G-SIB を対象に内部 TLAC を求める規則提案が含まれている¹⁰。

特に、米国については、FSB の TLAC 基準とは異なる点には留意が必要である。外国 G-SIB は、内部 TLAC に加えて、長期債務 (long-term debt; LTD) のみで要求される内部 LTD の要件への対応も求められる。内部 TLAC としては、IHC が破綻処理対象会社ではない場合、リスク・アセットの 16%またはレバレッジ・エクスポージャーの 6% (あるいは平均連結総資産の 8%) のいずれか大きい額が要求されている一方、内部 LTD としては、リスク・アセットの 6%またはレバレッジ・エクスポージャーの 2.5% (あるいは平均連結総資産の 3.5%) のいずれか大きい額が求められる。

一方、欧州委員会が提案する内部 TLAC 規制は、概ね FSB 基準に沿ったものとなってい

⁸ なお、新興国 (中国を含む) の G-SIB に対して内部 TLAC 基準の適用が求められるのは、原則として 2025 年以降である。

⁹ 外部 TLAC を含む米国の TLAC 規制の概要については、小立敬「最終化された米国の TLAC 規制」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号 (ウェブサイト版) を参照。

¹⁰ 欧州委員会の TLAC に関する提案については、小立敬「EU における TLAC (MREL) の適用に関する法案」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号 (ウェブサイト版) を参照。

る。もっとも、欧州委員会の銀行パッケージには、域内の内部 TLAC 対応に大きな影響を与えるものとして域内で複数の金融子会社を展開している場合、域内に IHC の設置を求め新たな規制の提案が含まれている¹¹。この提案が実現すれば、EU 域外国の G-SIB は米国の規制と同様、図表 1 のケース 1 のかたちで内部 TLAC が要求される可能性がある。

なお、日本については金融庁が 2016 年 4 月、TLAC 規制の国内法化に係るポジション・ペーパーを公表しており、今後、告示改正を含む国内法整備が行われる予定である¹²。FSB 基準や欧米の内部 TLAC 規制では、内部 TLAC の対象を外国 G-SIB の重要子会社グループとする一方、金融庁は、システム上の重要性を有するとして金融庁が指定する主要子会社に内部 TLAC を要求する方針であり、主要子会社には日本国内の子会社も含まれることが特徴である。これは、金融庁が G-SIB の破綻処理戦略としてシングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）を採用することが背景にある。すなわち、本邦メガバンクの国内の主要子会社にも内部 TLAC が求められる見通しである。

いずれにしても、FSB が内部 TLAC 指針を最終化し、実務的・技術的な論点を明確にしたことで、2019 年 1 月 1 日の TLAC 規制の適用開始を前に内部 TLAC への対応が加速するものと思われる。今後、各国・地域の当局および各 G-SIB が、クロスボーダーの破綻処理戦略の実行可能性を向上させ秩序ある破綻処理の実現を図る内部 TLAC に対してどのように対応していくかが注目される。

参考 内部 TLAC に関する指針

指針 1： 重要子会社グループの特定
❖ 母国当局は、重要子会社グループの特定プロセスを開始し、調和を図ること。ホスト国当局は、母国当局および CMG と協議した上で、自らの法域の重要子会社グループを特定すること。CMG の母国当局およびホスト国当局は、年次ベースで重要子会社グループのリストをレビューすること
指針 2： 重要子会社グループの構成および内部 TLAC の配分
❖ TLAC タームシート 17 条の基準に適合する子会社のホスト国当局は、母国当局および CMG との協議の上、重要子会社グループの構成およびそれを構成する子会社間での内部 TLAC の配分を決定すること。重要子会社グループの構成および内部 TLAC の配分は、破綻処理対象グループに損失および資本再構築の必要性を移転することを通じて、重要子会社グループ内の子会社の安定化を促進することによって破綻処理戦略を支えること
指針 3： 多国籍の重要子会社グループ
❖ 単一の破綻処理の枠組みが当該法域をカバーする場合、または母国当局と当該法域のホスト国当局の間で高度の協力および協調が構築されている場合にのみ、重要子会社グループは複数法域の子会社で構成されること
指針 4： 非規制対象子会社またはノンバンク子会社
❖ 規制対象または非規制対象のノンバンク子会社は、当該子会社を重要子会社グループとすることが破綻処理対象グループの破綻処理戦略の信頼性および実行可能性を確保するために必要な程度、当該子会社の存続またはそれが提供するサービスの継続が他の措置によって実現することが不可能な程度に応じて、重要子会社グループとして指定または重要子会社グループに含まれること

¹¹ 欧州委員会が提案した銀行改革パッケージについては、神山哲也「欧州委員会から提案された第 2 次資本要求規則（CRRII）パッケージ—EU 版外国銀行規制とバーゼル基準からの緩和措置—」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号を参照。

¹² 金融庁「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」2016 年 4 月 15 日

指針 5： ホスト国当局の役割
<ul style="list-style-type: none"> ❖ ホスト国当局は、自らの法域の重要子会社グループに対する内部 TLAC の所要水準の設定に最終的な責任を有し、その際 TLAC タームシートを踏まえて 75～95%の範囲で水準を設定すること。その設定は、母国当局と協議しつつ行うこと。内部 TLAC の所要水準は、重要子会社グループの損失吸収および資本再構築の必要性をカバーし、合意された破綻処理対象グループの破綻処理戦略を支えるために十分な内部 TLAC を確保するようにすること。ホスト国当局は、所要水準が破綻処理対象グループと密接な関係を有することを認識し、内部 TLAC の所要水準を設定するにはそのことを考慮すること
指針 6： 母国当局の役割
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 同一の破綻処理対象グループにおける重要子会社グループ間の内部 TLAC の所要水準の一貫性を促し、内部 TLAC が外部 TLAC を超過することがないようにするため、母国当局は内部 TLAC の所要水準に関するホスト国当局の評価を調和させ、評価の実施を支援するために必要になる情報をホスト国当局に提供すること
指針 7： 余剰 TLAC
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 破綻処理対象会社の単体バランスシートのリスクをカバーするために必要な水準を超過し、重要子会社グループに配分されていない TLAC (「余剰 TLAC」) は、直接・間接子会社の資本再構築を行うために破綻処理対象会社が容易に利用できるようにすること。母国当局は、TLAC タームシート 18 条の下、余剰 TLAC が直接・間接子会社の資本再構築に容易に利用できることを確保するため、余剰 TLAC に対応する保有資産の性質について考慮すること。当局は、資本再構築の際の法的、オペレーション上の障害をなくすようにすること
指針 8： 内部 TLAC の構成
<ul style="list-style-type: none"> ❖ ホスト国当局は、母国当局との協議の下、内部 TLAC の構成を決定すること。特にホスト国当局は、外部 TLAC と比較した内部 TLAC の構成が破綻処理戦略の信用力と持続可能性、および重要子会社グループが損失および資本再構築の必要性を破綻処理対象会社に効果的に移転させる能力にもたらす影響について、母国当局と協議を図ること ❖ ホスト国当局は母国当局と協議の上、内部 TLAC の構成として重要子会社グループの内部 TLAC の 33%以上を債務とすることに対する期待を内部 TLAC 要件に含めることについて考慮すること。ホスト国当局は、当該期待を適用する場合、重要子会社グループがホスト国当局の設定する所要水準を超えて追加的に内部 TLAC の発行を求められることがないようにするため、重要子会社グループの既存の内部 TLAC 商品の構成および変更することの実現性について考慮すること
指針 9： 担保付保証
<ul style="list-style-type: none"> ❖ CMGにおける母国当局および関係するホスト国当局は、TLAC タームシート 19 条に基づいてオンバランスの内部 TLAC の代わりに、担保付保証の形態による内部 TLAC とすることを共同で認めることができる。ホスト国当局は、存続不能時 (PONV) に担保付保証が破綻処理対象会社に損失および資本再構築の必要性を確実かつ実行可能なかたちで移転することを確認すること
指針 10： 内部 TLAC の発行
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 重要子会社グループによる内部 TLAC の発行は、破綻処理戦略と破綻処理対象会社への損失および資本再構築の必要性の移転を確実に支援するものであること。仮にそれが実現できない場合には、当局は、G-SIB に対して破綻処理の実行可能性を改善するよう内部 TLAC の発行戦略を変更するよう求めること。例えば、内部 TLAC は、重要子会社グループ内の法人から破綻処理対象会社に直接発行されるか、グループ内の複数の法人を通じて間接的に発行される。ダブルカウントの可能性を避けるため、当局は内部 TLAC の控除アプローチまたはそれと同等の厳格な監督アプローチの適用を検討すること
指針 11： 内部 TLAC の根拠法
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 内部 TLAC は一般に、内部 TLAC を発行する重要子会社グループの法人が設立された法域の根拠法の下に置かれること。仮に、破綻処理措置の認識および法的な PONV 時の元本削減の権限について強制力のある法規条項もしくは法的執行力のある契約条項に基づいて、関係する破綻処理当局による破綻処理ツール、または関係当局による商品の元本削減あるいはエクイティ転換の適用が有効かつ実行可能である場合は、異なる法域の法律に基づいて発行されるもしくは異なる法域の法律の下に置かれることもある
指針 12： 内部 TLAC の障害
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 当局および G-SIB は、内部 TLAC の仕組みを適用することで生じる法的、規制上またはオペレーション上の障害を特定し、対処すること
指針 13： トリガー条件
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 内部 TLAC のトリガーは、元本削減および／またはエクイティ転換が生じることが想定される条件を特定すること

指針 14： 母国およびホスト国間のコミュニケーション
❖ ホスト国当局は、重要子会社グループが PONV であることを決定する検討を行っていることに関して可能な限り事前に母国当局に知らせること。このことは、法的権限（規制資本商品のケース）または契約上のトリガーを通じて内部 TLAC のトリガーが引かれたか否かに関係なく適用される
指針 15： 重要子会社グループの存続可能性の回復オプション
❖ 母国当局およびホスト国当局は、重要子会社グループの存続可能性を回復する代替的オプションを検討すること。PONV に抵触し重要子会社グループの存続可能性を回復する信頼のある代替的オプションがない場合にのみ、内部 TLAC のトリガーを引くこと
指針 16： 内部 TLAC のトリガー
❖ 内部 TLAC のトリガーを引くというホスト国当局の決定は、重要子会社グループが PONV になったという決定に依拠するものであって、グループ内の他の会社にも適用される破綻処理措置または TLAC のトリガーによって主としてもたらされるものではないこと
指針 17： 母国当局の同意
❖ 内部 TLAC のトリガーを引く際に破綻処理対象会社の母国当局の同意が必要な場合、ホスト国当局は重要子会社グループが PONV になったと判断しても、母国当局に対して内部 TLAC の元本削減および／またはエクイティ転換に同意するか否かを決定するための十分な時間、例えば 48 時間を与えること。指針 14 に従って、母国当局とホスト国当局間のコミュニケーションおよび調和は、可能な限り早く、重要子会社グループが PONV であると判断する十分前に開始すること
指針 18： 重要子会社グループの資本再構築
❖ ホスト国当局は、PONV となった重要子会社グループの資本不足額および資本再構築の水準を決定すること。ホスト国当局は、ホスト国の法域にある子会社を含めて、破綻処理対象会社および破綻処理対象グループの状況を評価する母国当局を支援すること
指針 19： 元本削減またはエクイティ転換の選択
❖ 母国当局およびホスト国当局は、第三者が保有する規制資本商品の形態による内部 TLAC の元本削減および／またはエクイティ転換が、①破綻処理対象グループの破綻処理戦略と調和しないもしくは法的な枠組みで禁止された重要子会社グループの支配権の潜在的な変化につながらないこと、②訴訟の重大なリスクをもたらすことがないことを確保すること
指針 20： 適用期間
❖ G-SIB は、TLAC タームシート 21 条に基づいて TLAC 基準への遵守および外部 TLAC の適用が予定される施行日から内部 TLAC に適用することが期待される。適用の期間またはその後、例えば、リストラクチャリング、会社の取得、オペレーション上の変更または子会社グループの構成の変更によって、新たに子会社グループが重要と判断された場合には、子会社グループは重要子会社グループとして特定された日から 36 ヶ月以内、または母国当局と協議の上、ホスト国当局が決定するより短い適切な期間の間に内部 TLAC の要件を満たすこと

(出所) 内部 TLAC 指針より野村資本市場研究所作成